

【速報】 増値税の減税とその他の増値税改革措置について

2019年3月20日付の財政部及び税務総局、税関総署からの公告（以下、「公告」とします。）により、2019年4月1日より特定の取引に関する増値税税率の引き下げ、及びその他の増値税改革措置が実施されることとなりました。増値税率に関しては、2018年5月1日より税率の引き下げが実施されたばかりですが、それから一年を経ずに更なる増値税率の引き下げが実施されることとなります。中国では、基幹税といえる増値税についてここ数年で集中的に制度改革が進められていますが、今回は増値税率の引き下げに加えて、複数項目にわたる制度改正が行われることとなりました。今回はこの増値税の減税及びその他の増値税改革措置のうち、企業に関連する部分について概説します。

1. 増値税の減税措置

今回の公告によって2019年4月1日より増値税率の引き下げの対象となる課税取引は、これまで16%及び10%での課税が行われてきた取引となります。

■増値税率が変更される課税取引

課税取引の内容	変更される税率
1. 販売、加工等の取引、貨物輸入 有形動産リース取引、等	16% ⇒ 13%
2. 農産物等に係る販売、貨物輸入 交通運輸、不動産賃貸、建築等のサービス取引 不動産販売、土地使用権の譲渡、等	10% ⇒ 9%

上記の増値税率の変更に伴い、輸出取引にかかる仕入増値税の還付税率についても変更となります。

2. その他の増値税改革措置

今回の公告では、前述した増値税の減税措置の他、以下のような増値税改革措置が実施されることとされています。（企業に関連する部分についてのみ抜粋します。）

■増値税改革措置

増値税改革措置の項目	概説
1. 不動産取得にかかる増値税に関する即時仕入税額控除の容認	これまでは、不動産取得にかかる増値税については、2年間で按分して仕入税額控除額への繰入を行うべきこととされていましたが、4月1日以降は即時に仕入税額控除への繰入が認められることとなります。
2. 国内旅客運輸取引に関する仕入税額控除の容認	これまでは、国内航空チケット、鉄道チケット、等の購入にかかる増値税については仕入税額控除額への繰入が認められていませんでしたが、4月1日以降は公告に示される方法で計算された増値税額について仕入税額控除額への繰入が認められます。

増値税改革措置の項目	概説
3. 仕入税額還付制度の試行	これまでは、増値税の申告内容において仕入税額が売上税額を超過している場合には、超過する仕入税額は翌月に繰越されることされていましたが、4月1日以降は、一定の条件の下で還付が認められることになります。
4. 生産・生活関連サービス業にかかわる納税者（※1）に関する仕入増値税額の追加控除制度の創設	増値税の制度上は、売上税額から差し引くことができる仕入税額は実際に支払いが行われた金額であることが原則とされますが、4月1日～2021年12月31日までの間、生産・生活関連サービス業にかかわる納税者については、当期に発生した仕入税額の10%に相当する金額（※2）を追加して仕入税額に繰り入れることが認められます。

（※1）生産・生活関連サービス業にかかわる納税者とは、全売上高に占める郵便サービス、電信サービス、現代サービス、生活サービスの提供にかかる売上高の割合が50%を超過する業者を指します。

（※2）実際に繰入れが可能となる金額は、公告に規定される計算方法により算出される金額となります。

3. 注意事項

今回の公告による減税措置とその他の増値税改革措置は、消費者の増値税負担を軽減するとともに、増値税納税にかかる企業の負担を軽減することとなります。特に、「2. 国内旅客取引にかかる仕入税額控除の容認」、及び「4. 生産・生活関連サービス業にかかわる納税者に関する仕入増値税額の追加控除制度の創設」に関しては、実質的には企業の費用負担軽減の効果があるものといえます。

一方、取引単価を【税込み】で設定している場合には、増値税率の引き下げに伴い、取引単価の見直しが必要となります。特に、今回の税率の引き下げは3%と大幅な変動となるため、仕入先との間で税込の取引単価の見直しが行われない場合には、原価が3%増加するという効果をもたらすことになり、企業経営に大きな影響を与えることとなるため十分な注意が必要といえます。

（執筆者連絡先）

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成
住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室
電話番号: +86-21-5237-6737
E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

（執筆者連絡先）

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成
住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室
電話番号: +86-21-5237-6737
E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>